

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年6月17日)

〔件 名〕

- 大山入山協力金の本格導入について
(緑豊かな自然課)・・・2
- 令和4年度鳥取砂丘ボランティア除草について
(緑豊かな自然課)・・・3
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫へのマイクロチップ装着等の義務化について
(くらしの安心推進課)・・・4
- 令和4年度ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃の実施結果について
(水環境保全課)・・・5
- と畜検査結果情報の流出について
(食肉衛生検査所)・・・6

生 活 環 境 部

大山入山協力金の本格導入について



令和4年6月17日
 緑豊かな自然課
 西部総合事務所環境建築局

大山の良好な山岳環境を保全するため、登山道等の補修や植生の保護などに活用することを目的とした任意の協力金制度「大山入山協力金」を今年度から本格導入することとし、大山の夏山開き（6月5日（日））にあわせて開始したので、報告する。

1 実施方法（下線部分は令和3年度実証事業との変更点）

登山者が任意で協力金を支払う。（随時支払か定額支払のいずれかを選択）

（1）金額等

区分	随時支払	定額支払
金額	登山1回につき500円 (500円を超える額も可)	登山回数に関わらず年間3,000円
募金場所	・大山頂上避難小屋1階	・大山ナショナルパークセンター1階
募金方法	・募金箱 ・ <u>電子決済(J-CoinPay、クレジット)</u>	・大山頂上避難小屋売店 ・大山ナショナルパークセンター窓口 ・ <u>電子決済(J-CoinPay、クレジット)</u>
返礼品	記念カード（1回1枚） ※募金箱横に設置し、希望者が自ら取得 (表) (裏)  (写真の異なる5パターンを作成)	梨の木キーホルダー 

※クレジット決済は、インターネット経由で事前に支払いが可能。

（2）実施期間

区分	募金箱・窓口	電子決済
期間	令和4年6月5日（日）～11月中旬 (避難小屋売店営業終了まで)	通年 (夏山登山期間外も含め通年で利用可能)
利用者	登山者・観光関係者	不特定多数

（3）対象者

登山者（高校生以下の児童・生徒、国有林又は登山道の管理者、工事業者、神事等の伝統行事の執行者、山岳パトロールやボランティア活動等の業務で入山する者は対象外）

（4）使途

・登山道の補修 ・植生等の自然環境保護 ・トイレの維持管理

<参考>令和3年度実証事業の概要

大山山岳環境保全協議会（仮称）準備会による実証事業を実施した。（県予算）

① 実施期間 令和3年6月4日～10月31日

② 協力金額 総額2,258,526円（2,946件）

〔内訳〕随時支払：1,316,526円（2,632件）、定額支払：942,000円（314件）

※随時支払の件数は、協力金額を500円で割り戻した件数

※協力率は、8.5%（協力金総額を500円で割った人数で試算すると13.1%）

※実証事業実施期間の登山者数 34,500人

2 実施体制

（1）実施主体 大山山岳環境保全協議会（令和4年5月20日設立）

（2）会長 （一社）大山観光局 足立代表理事

（3）構成員

〔関係団体〕 大山寺、大神山神社、大山自治会、大山旅館組合、（一社）大山観光局、（一財）自然公園財団鳥取支部、大山自然歴史館

〔山岳団体〕 中国山岳ガイド協会、鳥取県山岳・スポーツクライミング協会、大山ガイド協会、（一社）大山ガイドクラブ、大山プロガイド協会、日本山岳会山陰支部

〔行政機関〕 大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取森林管理署、大山町観光課、西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課、緑豊かな自然課

令和4年度鳥取砂丘ボランティア除草について

令和4年6月17日
緑豊かな自然課

鳥取砂丘未来会議では、平成16年度から県民の皆様と一緒に美しい鳥取砂丘を維持・保全するため、ボランティア除草に取り組んでいるところであり、今年度のボランティア除草の実施に当たり、その概要を報告する。

1 除草期間

(1) 早朝除草

7月9日(土)～9月4日(日)の土・日曜日 午前6時～8時
(但し、8月13日(土)、14日(日)は中断)

(2) 夕方除草

5月27日(金)～7月1日(金)の金曜日 午後6時～7時30分

(3) 観光客除草

新型コロナウイルス感染症対策及び熱中症の発生リスクを考慮し、昨年に引き続き中止とし、教育旅行、課外活動等による除草活動を推進する。

2 除草時の新型コロナウイルス感染防止対策

以下の対策を行い、ボランティア除草を実施する。

- ・受付時に検温を行う。
- ・状況に応じたマスクの装着等、参加者自身での感染症対策をお願いする。
- ・集合、除草時に人と人との間隔を2m以上取ることを周知する。
- ・集合時及び除草終了後の手洗い励行とともに、アルコール消毒液を準備する。
- ・除草終了後、使用道具(3本爪等)を洗浄(消毒)する。

<参考>除草活動の実績(過去5年)

年 度	ボランティア除草			業務委託による除草
	参加者数(人)	うち観光客除草体験	除草量(kg)	除草量(kg)
R3	1,866	—	1,768	1,920
R2	1,929	—	2,339	/
R1	3,927	237	2,561	
H30	4,236	939	1,529	
H29	8,255	4,162	3,420	

注) H30～R3年度の参加者数の減少は、猛暑や新型コロナウイルス感染症拡大により、一部除草を控えたことによる。なお、R3年度は参加者数の減少に伴い、ボランティア除草で対応できなかった範囲を業務委託による除草作業で補填した。

○鳥取砂丘未来会議の概要

(1) 目的

鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な主体と協働し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘の多面的価値を時流に応じて高め、鳥取砂丘及び周辺地域の活性化に資する。

(2) 事業

- ・鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業
- ・鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力を情報発信するイベントの推進

(3) 構成

会長：松原雄平 氏(鳥取大学名誉教授)
構成：地元活動団体、広域団体、地権者、学識者、行政

(4) 経費負担

県1/2 鳥取市1/2

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫へのマイクロチップ装着等の義務化について

令和4年6月17日
くらしの安心推進課

動物の愛護及び管理に関する法律の改正（令和元年6月）により、令和4年6月1日から犬猫の繁殖を行うブリーダーやペットショップ等で販売される犬猫へのマイクロチップ装着及び所有者情報の登録が義務化されたので、その概要等を報告する。

1 犬猫へのマイクロチップ装着及び所有者情報の登録

- ・犬猫を販売する動物取扱事業者は、販売時まで動物病院等で犬猫にマイクロチップを装着し、環境省が整備する「犬と猫のマイクロチップ情報登録データベース」（以下、「環境省データベース」）に所有者情報を登録することが義務付けられた。
- ・法施行日（6月1日）以前から犬猫を飼っている場合、ボランティア等が保護している場合は、マイクロチップの装着及び登録は努力義務となる。
※県が収容した犬猫は、譲渡前にマイクロチップを装着している。
※法施行日以前にマイクロチップを装着し、民間事業者が整備するデータベースに所有者情報を登録している場合は、6月30日までは手数料無料で環境省データベースに登録可能。
- ・マイクロチップを装着した犬猫を迎え入れた場合、飼い主は所有者情報を変更登録する。

＜所有者情報の登録方法＞

- ・所有者は専用ウェブサイトから環境省データベースに登録
- ・紙媒体の場合は、公益社団法人日本獣医師会（環境大臣指定登録機関）に郵送
（手数料：オンライン申請：300円、紙申請：1,000円）

2 制度の周知状況

犬猫の繁殖を行うブリーダーやペットショップ等の動物取扱事業者や動物病院等には、複数の説明会等を開催し、一般の飼い主向けにはホームページ、動画配信等により周知を行っている。

＜動物取扱事業者向け＞

- ・令和3年度 動物取扱責任者研修会 ※当研修は原則、年1回受講が必要
- ・動物取扱事業者向けの動画配信（5月26日から公開）
- ・令和4年6月以降、各保健所による動物取扱事業者定期監視において装着・登録義務の履行状況を順次確認（※原則年1回以上、全施設を監視中）

＜一般飼い主向け＞

- ・県ホームページ掲載、動画配信、県公式Twitter、Instagramによる周知(5/31～)
- ・県政だより6月号掲載、ポスター・リーフレット配架（各市町村、保健所、動物病院等）
- ・テレビ、CATVによる報道（日本海テレビ(5/26)、大山町CATV(6/11～)）

3 マイクロチップ装着義務化に伴う反応及び今後の取組

- ・現時点で、県内の動物取扱事業者からの問合せ、相談等はなく、特に混乱も生じていない。
- ・県では、マイクロチップの装着が適切に行われるよう動物取扱事業者に対する研修や定期監視等を実施するほか、引き続き市町村や県獣医師会等とも協力して一般飼い主にも制度周知を図っていく。
- ・犬にマイクロチップを装着した場合、市町村は狂犬病予防法による鑑札交付が省略できる制度が併せて施行されたので、市町村において制度の利用が進むよう働きかけていく。

＜参考＞

○マイクロチップ

直径1.4mm、長さ1cm程度の円筒形の小さな電子標識器具。
世界で唯一の15桁の数字が記録されており、各保健所等において専用のリーダー（読取器）で読み取る。

○装着方法

動物病院等で専用の注入器を使って皮膚の下に埋め込み
（これまでの実績から、副作用による障害はほとんど報告されていない）

○装着効果

- ・犬や猫が迷子になったときや、地震や水害などの災害、盗難や事故などによって、飼い主と離れた時、マイクロチップの番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主の元へ戻すことが可能。



令和4年度ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃の実施結果について

令和4年6月17日
水環境保全課

6月12日（日）に中海・宍道湖周辺の沿岸5市において、16回目となる中海・宍道湖一斉清掃を実施したので、その概要を報告する。

1 概要

中海・宍道湖一斉清掃は、ラムサール条約湿地登録（H17.11.18）を契機に、平成18年度から毎年6月の環境月間に合わせ鳥取・島根両県連携事業として実施している。

(1) 一斉清掃

湖 沼	自治体	時間	主な実施場所	参加人数 (人)	ゴミ収集量 (トン)
中 海	米子市	8:00～8:50	湊山公園親水護岸（2部方式）	1,069	2.3
		9:00～9:50			
	境港市	8:30～9:30	西工業団地	255	0.3
	安来市	8:30～10:00	島田干拓地（開始式）	736	0.4
8:00～10:00		安来港、十神山公園周辺、その他湖岸 等			
宍道湖	松江市	7:30～8:30	森山堤防沿岸、本庄水辺の楽校周辺 等	2,957	5.4
		6:00～7:00			
	出雲市	7:30～8:30	千鳥南公園、昭和新田、昭和 等	758	0.9
		7:00～8:00	宍道湖西岸なぎさ公園、新建川周辺 等		
		8:00～9:00	湖遊館周辺		
合 計				6,048	11.9

(2) 開始式（沿岸4市で持ち回り）

時 間	午前8時30分から午前10時00分まで（清掃作業を含む）
場 所	島田干拓地（島根県安来市穂日島町）
出席者	安来市長、国土交通省出雲河川事務所総括保全対策官、島根県環境生活部長、地元住民 等
内 容	①主催者あいさつ ②来賓等の参加者紹介 ③清掃活動

2 主催等

- 主催 鳥取県、島根県、米子市、境港市、安来市、松江市、出雲市
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海・宍道湖・大山圏域市長会、宍道湖水環境改善協議会
- 協賛 中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合境港支所、米子市漁業協同組合
- 後援 農林水産省中国四国農政局

【参考／米子市（湊山公園親水護岸）】



と畜検査結果情報の流出について

令和4年6月17日
食肉衛生検査所

食肉衛生検査所において、豚の「と畜検査結果情報」が他の事業者に流出する事案が発生したので報告する。このことを受け、情報を流出させてしまった法人に対し謝罪と経緯の説明を行った。今後同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、適切な情報管理の徹底に努める。

1 事案の概要

当所職員が豚のと畜検査結果を記載した書類を複合機のスキャナー機能でパソコンに取り込む際、誤ってと畜検査結果とは関係のない事業者3社にファクシミリにより送信し、と畜検査結果等の情報を流出させた。

(1) 発生日時

令和4年6月10日（金） 午後2時30分頃

(2) 事案の経緯

当所職員が、と畜検査結果等を記載した書類を作成し、複合機のスキャナー機能で職員のパソコンに取り込む際に、複合機の画面で保存先フォルダと併せてファクシミリ送信先を誤って選択していたことに気付かずに操作し、と畜検査結果等を無関係の事業者3社にファクシミリで送信してしまった。ファクシミリの送信音に気が付き直ちに複合機の中止操作をしたが間に合わず、送信直後に事業者2社からの連絡により誤送信が判明した。

(3) 流出した情報

- ・と畜場に出荷された豚1頭のと畜検査結果
（搬入時の豚の状況、解体時に確認された病変、試験室内検査結果、疾病名称等）
- ・豚の生産者及び出荷者である法人の名称及び住所

(4) 原因等

- ・当所の複合機は、スキャナーで取り込んだデータの保存先を指定する際、ファクシミリ送信先を併せて指定して、パソコンに取り込むと同時にファクシミリで送信できる機能が備わっているが、職員がこの機能を熟知していなかった。
- ・複合機の画面では、ファクシミリ送信先をショートカットキーで指定することができるが、このショートカットキーに触れていたことに気付かず、宛先名、宛先数を十分に確認しないまま、パソコンへの取り込み作業を行った。

(5) 当所の対応

- ・事案発覚後直ちに、情報が流出した法人に電話連絡して謝罪するとともに、経緯について報告した。また、6月13日に当該法人に出向き、改めて謝罪するとともに、経緯の詳細を報告し、再発防止策を説明した。
- ・事案発覚後直ちに、誤送信先の事業者3社に電話連絡して謝罪するとともに、誤送信した書類のシュレッダー廃棄を依頼し、確実に廃棄されたことを再度の電話連絡により確認した。

2 再発防止のため講じた措置

再発防止策として、次の対応を実施した。

- ・検査情報の適切な管理について所内研修を実施し、全職員に周知徹底した。
- ・複合機の機能、操作手順及び注意事項について、改めて職員に周知した。
- ・複合機の操作手順、注意事項を複合機の近くに掲示した。
- ・複合機の設定を見直し、ショートカットキーでファクシミリ送信先を指定できないように設定を変更した。